

令和6年3月29日
総務課 宮本
内線3380
外線076-225-1236

石川県情報公開審査会の答申について（答申第225号）

石川県教育委員会が、令和3年8月6日付けで行った石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定による審査請求に係る諮問に対し、本日、石川県情報公開審査会（会長 小堀秀行弁護士）から、別紙のとおり答申がなされましたので、条例第27条の規定により公表します。

URL <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/joho/koukai/toshin3.html>

送付内容：特定公立中学校いじめ関係文書一部公開事案に係る石川県情報公開審査会の答申書

なお、本答申については、令和6年2月21日に開催した第347回石川県情報公開審査会（条例第26条の規定により非公開）において決定されたものです。